

## 【博士論文の要旨】

高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク実践における虐待事象の悪化防止  
－高齢者虐待の予防支援システムの構築に向けて－

### Prevention of Elder Abuse in Social Work Practice based on The Act on the Prevention of Elder Abuse Toward Constructing of a Preventive Support System to Halt Abuse of the Elderly

ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科

社会福祉学専攻 博士後期課程 乙幡 美佐江

わが国では、高齢者虐待の相談・通報件数が増加傾向にあり、虐待による死亡事件も発生し続けている。高齢者虐待の事象は、世界的な事象 (the global phenomenon) として世界保健機関が取り上げており、高齢者の生命を護るための対策を講じることが全ての国において、喫緊の課題である。

この課題に対し、筆者は、十数年前から虐待の事象と取りくみ、平成 18 年に施行された高齢者虐待防止法に基づき、日々社会福祉士としてソーシャルワーク実践にて被虐待者である高齢者と虐待者である養護者の支援を行っている。虐待の発生が、なんとか、ソーシャルワーク実践を活用して、予防することはできないだろうかと苦慮してきた。

そこで、本研究では、高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク支援の実態を精査し、高齢者虐待の予防概念枠組みの項目を確認・修正することで、包括的な高齢者虐待予防支援システムの構築を試みることを目的とした。

高齢者虐待予防に関する先行研究では、虐待を未然に防止することが最も重要とされ、高齢者虐待予防は、第一次予防が虐待の未然防止、第二次予防が虐待の悪化防止、第三次予防が虐待の再発防止との考え方が示されていた。現在では第二次予防を中心に対応されている。しかし、第一次予防、第二次予防、第三次予防の考え方の根拠となった予防概念が明確に示されてこなかったこともあり、筆者は、高齢者虐待の事象に対するソーシャルワーク実践において、予防概念の適確な適用が必要であると考えた。

先行研究によれば、ソーシャルワーク実践における予防概念は、予防医学、予防精神医学の予防概念が取り入れられていた。そこで、予防精神医学を提唱した Caplan, G の予防概念を高齢者虐待予防の概念枠組みとして援用した。Caplan, G は、地域の対応力が向上すれば入院すべき精神病患者も地域で社会生活が継続できるとしていた。筆者は、この考えを、高齢者虐待の予防に適用し、地域の対応力が向上すれば高齢者虐待を予防でき、高齢者虐待のリスク要因を抱えたままでも地域での生活継続を目指すことができると考えた。

また、虐待対応におけるソーシャルワーク実践において、養護者の同意に基づかない被虐待者の施設等への措置による保護などの強権的介入は、ソーシャルワークの敗北、失策、好まれない介入方法であると認識してきた経緯があったことを先行研究でみてとることができた。児童虐待を例にとれば、虐待対応における強権的介入もソーシャルワーク実践であると謳われているが、高齢者虐待対応における強権的介入は、ソーシャルワークモデルではなくリーガルモデルに位置付けられ、予算の問題等から施設への措置控えの実態もあり高齢者のセーフティネットが危うい状況にあった。

そこで、高齢者虐待防止法に基づくソーシャルワーク実践は、第二次予防である虐待の事象の悪化を防止しできているのかどうかの精査が必要と考え、本論では量的調査と質的調査を実施した。

まず、高齢者虐待防止法では、第二次予防である虐待の悪化防止について、責任主体である市区町村と、市区町村が業務委託をしている地域包括支援センターが協議のうえ、高齢者の権利を擁護し虐待の解消に向けて、緊急性の判断や支援の方向性を決め、関係者・関係機関等と協働しながら対応することが規定されている。このことから、質的調査では、

虐待の事象に取り組む者の協働体制に焦点をあてた。高齢者と養護者である当事者、関係者・関係機関、市区町村と地域包括支援センターの虐待対応機関が虐待対応プロセスに沿い、虐待の悪化を防止するために協働する様相を明らかにするため、虐待が疑われた 13 事例を対象にしたケース記録の分析を行った。

その結果、以下のことが明らかになった。それは、①高齢者と養護者の同居開始や借金の増加などの当事者やその取巻く環境の変化は、虐待の予兆として察知され、親族等が介入を開始していたこと、②関係者・関係機関等による SOS の連鎖による虐待の通報がなされていたこと、③高齢者支援チームだけでなく、高齢者虐待対応中から養護者支援チームが結成されていたこと、④チームにおいて、報酬なしのプラン作成や逃げ込み先の提供など関係者・関係機関による業務範囲内外の対応が実施されていたこと、⑤その際、市区町村独自の高齢者虐待対応マニュアルに基づいた対応がなされていたこと、⑥地域包括支援センターによるコーディネーターとしてのモニタリング・評価機能が遂行されていたことである。つまり、これらのことは、虐待の悪化防止には重要であった。

また、高齢者本人が、逃げる、室内で距離を取り静かにしている、SOS を出す等の虐待を回避する取組みや、養護者が、金銭面で親族へ相談する、日記をつけて包括へ SOS を発信する、生活保護の申請や支援を受け入れる等の行動・行為は、当事者自身を護る専門家としての取組みであり、これらの当事者の取組みは、支援の終結まで継続していた。

この結果に基づき、高齢者虐待対応について予防概念から再考した。まず、第二次予防の目的である虐待事象の悪化を防止するため、当事者や親族、関係者・関係機関などが、高齢者虐待の予兆を把握し、SOS の連鎖による虐待の早期発見・介入が行われていた。また、当事者、関係者・関係機関、虐待対応機関が協働し、ソーシャルワーク実践プロセスを遵守することにより高齢者虐待の悪化を防止していた。そして、第一次予防の目的である未然防止のため、高齢者虐待防止研修の実施や市区町村による高齢者虐待対応マニュアルが作成されていた。さらに、第三次予防の目的である虐待の再発防止のため、虐待が解消され、高齢者本人の安定が確認された後も、養護者の自立した生活に向けて養護者支援が継続されていた。

なお、本研究における質的調査の限界は、記録を分析対象としたため、記録者の知識と判断によって取捨選択された可能性があり、記録されなかったことまでも分析できなかったこと、調査対象とした地域が限定され、普遍化を図ることはできなかったなどである。しかし、記録を残すことの意義を見出すことができ、ある特定された地域の体制を反映した調査となり、虐待事象の悪化防止プロセスを詳細に追うことができたことは、事実の検証を可能にしたという点で意義があったと考える。

次に、質的調査で得られた上述の①から⑥の結果が、他の地域包括支援センターにおいても取組まれているか、これらの取組みが高齢者虐待防止状況と関連しているかなど探索的に考察するために量的調査を実施した。

量的調査の第 1 の目的は、地域包括支援センターの高齢者虐待防止法に基づく公的マニュアルの遵守状況にみる全国の虐待対応状況と虐待の悪化を防止する取組みの状況を明らかにすることである（第 1 分析）。その結果、高齢者虐待の対応状況は、公的マニュアルに位置付けられている支援計画の作成が 4 割で、支援計画に基づいたモニタリングや評価の実施が 3～4 割と実施割合が特に低い結果となった。また、市区町村が毎年厚生労働省の調査のために事例を報告しているが、厚生労働省が発表している相談・通報件数は、発見した関係機関などが通報しない、関係機関などが通報しても地域包括支援センターが虐待の通報として受付けていない、地域包括支援センターが受付けた虐待事例を市区町村へ報告していない、市区町村が全事例を厚生労働省に報告していないという 4 重に通報・報告の漏れがあることなどが明らかとなった。この通報体制の不全は、国が高齢者虐待の全体像を正確に把握できない体制にあることを示した。

なお、全国的に共通してみられた取組みとしては、発見された虐待の事象に対し、予兆がみられた時期から介入が実施され、関係者・関係機関が業務内外で柔軟な対応が実施されていたことである。特に、体制整備等が必要と考えられた事項としては、支援者が養護者に跡をつけられる、刃物で脅されるなど犯罪とも言える行為を虐待対応中に受けていることから支援者への支援や、ソーシャルワーク実践で必須とされる支援計画の作成や支援計画に基づいたモニタリングや評価などが実施されていた。

量的調査の第2の目的は、虐待の悪化を防止する取組みとしてあげられた体制整備の一つである市区町村マニュアルの策定の有無が、高齢者虐待防止法に基づいた公的マニュアルの遵守の程度など的高齢者虐待防止状況と関連しているかどうかを明らかにすることである（第2分析）。その結果、市区町村マニュアル作成の実施は、66項目のうち15項目に有意差が認められた。市区町村マニュアルの策定は、市部にある（地域特性1変数）委託型地域包括支援センター（地域包括支援センターの設置形態1変数）でより多く作成されており、コアメンバー会議による市区町村と地域包括支援センターの協議がより多く実施されていた（協議決定1変数）。また、虐待対応プロセスのうち、支援計画に基づいたモニタリングと、支援計画に基づいた評価、進行管理がより多く実施されていた（評価・検証の実施3変数）。そして、養護者との面会を制限した時に養護者が高齢者本人に会いたい時にどうするか、養護者の今後の生活についてなどの説明がより実施されていた（養護者支援2変数）。さらに、市民、介護者、行政職員、関係機関への研修や、庁内情報の収集、市区町村独自の調査、ネットワークの活用がより多く実施されていた（体制整備7変数）。このことは、市区町村が独自にマニュアルを作成することが、高齢者虐待防止法に基づく公的マニュアルの遵守を高めるのに有効であると言えた。

なお、本研究における量的調査の限界は、地域包括支援センターのみを対象とした調査となっており、市区町村や関係者・関係機関などへの調査を実施していないこと、多変量解析や、市区町村マニュアルの策定実施以外の変数を用いての分析を行わなかったことなどである。

さらに、本研究の質的調査と量的調査の分析結果を踏まえて考察し、高齢者虐待の予防支援システムの構築の必要性を提示した。そして、第一次から第三次予防対策の実施にあたり、ソーシャルワークを実践するうえでの課題と対応策を提示した。

第一次予防対策として、研修・教育の実施とネットワークの活用の促進、都道府県単位による相談助言・広域調整機関の設置体制、調査・研究による検証の必要性を提示した。第二次予防対策として、危機への介入体制整備、虐待対応プロセスを遵守したソーシャルワーク実践の必要性を提示した。第三次予防対策として、包括的継続的支援システムの必要性を提示した。

最後に、まとめとして、本研究におけるそれぞれの予防の関係性について考察した。まず、第二次予防の対策を展開し、その効果が第一次予防に影響を与え、第一次予防対策の成果が第三次予防の対応に効率的・効果的な相互作用をもたらすと考える。筆者は、第二次から第一次、第三次への一連の循環するプロセスをもつ虐待の予防システムの構築の独自性であると考えた。

本研究において、高齢者虐待の予防システムの構築は、全てにおいて新たな取組みをせねばならないのではなく、既存のシステムを強化・改変することで、構築できる可能性が示唆された。

今後の課題としては、高齢者虐待の予防システムの構築に向けて、高齢者虐待の悪化防止である第二次予防の探求を行うだけでなく、未然防止である第一次予防、再発防止である第三次予防の様々な取組みにも調査を広げ、高齢者虐待予防の取組みの効果を立証することで、人間の権利を護ることに貢献できるようなソーシャルワーク実践の展開と取り組んでいきたいと考える。